

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・所管事務調査について

○松永幹哉委員長

皆さんこんにちは。

それでは、総務委員会の所管事務調査、第3回の所管事務調査を始めます。本日は白倉委員が欠席されるということで連絡を受けておりますので、お知らせいたします。それでは早速、始めていききたいと思いますのですが、御案内していたとおりですね、本日は調査事項に関する委員間の討議と報告書について、まとめていきたいと思っております。

前回の委員会で、執行部のほうの動向ですね、その後の方針等を聞くべきじゃないかというところでお話があつておまして、正副委員長で執行部と協議をしたところでございます。その結果、当初、質疑をしておりました事以上のことはない。要するに、補欠合格の方々は、欠員が出た場合に順次繰り上げるといふ、今までの採用試験と同じやり方ですということ以上はないということでした。かつ、不合格の方については本人の意向を聞きながら、会計年度職員として勤めるということであれば採用するということで、当初、話したとおりであるということでしたので、執行部の出席を求めておりません。かつ、皆さんにお話していたように、執行部の方針については、そのようなことになっておりますので、前回委員間討議をした結果、それをもとに、きょうはまとめに入っていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それではまとめの前にですね、皆さんのほうから意見があれば——もうなければそのまま、一応、調査事項の報告書の素案をつくっております。まず、それを配布して、皆さんに確認をしていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、はい。配付願います。

（報告書の素案を配付）

行き渡ったようでございますので、内容を書記に読み上げさせます。

（報告書の素案を書記朗読）

読み上げさせたとおりなんですけども、今までの皆様からの意見をまとめ、集約したものであります。かつ、前回の委員会においても、人事案件であることから、執行部に対して私たちが圧力をかけたり、人事に対することについては慎重に扱うことが必要であるというふうな意見も幾つか出ておりましたので、調査結果のまとめとして、現状を報告するにとどめているところであります。これについて、一たんお持ち帰りいただき、会派のほうで協議をされ、今まで2回の委員会がございましたので、その中のことを精査し、つけ加えたり、あるいは修正したりする部分があれば、再度正副委員長

あるいは事務局のほうに言っていただければと思います。なお、今時点でここはどうだということが皆さんのほうからあれば、協議をしていきたいと思いたすけども、いかがでしょうか。

○平原委員

はい。正副委員長並びに事務局の職員の皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございます。読み上げていただきましたけども、別に僕のほうからはありません。それで、会派に持ちかえって協議、そしてまたフィードバックというような形になるかと思いたすけども、いつまでに戻したらいいのかですね。議会も始まろうとしてる中で、余りこう時間をかけられないんじゃないかなっていうふうに思うんで、そこは、委員長よろしくお願いたします。

○松永幹哉委員長

できましたら、おおむね1週間をめどに、内容について精査していただきたいというふうに思っております。特別に大きな変化がなかった場合、それから、内容的な修正が一部である場合はですね、今日をもって委員会は終了とし、内容については再度、皆様に変更の内容をお諮りし、開かなくていいということであれば、そのまま報告書を議長のほうに送付したいと思いたすけども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1週間の猶予でいいですかね。

○平原委員

同じ会派の久米さんと話しましたけれども、特に次、所管事務調査を開く必要はないのではないかなというふうに思いたす。以上です。

○福井委員

同じような意見です。ただ、せっかくでするのでこの際、3ページの上の段の5行目のところで、「試験の結果を本人のみに通知したとのことであるが当該職員が…」とあって、最後の2行の「公民館が担う業務の範囲が広がり重要性が増している中、今回の件でつまづくようなことがあってはならない」と。ここはちょっとですね、書かれた立場の意思っていうかな、つまづくようなことがあってはいけない。「何が」つまづくことはなっていないのかという、そこのところの表現の仕方をですね、ざっと今聞いた範囲では意味が少しわかりにくいなと思ったんで、その辺はもう少し加えていただいたほうがいいのかなと。

○松永幹哉委員長

これは委員の皆様、実は松永委員から出た意見でございまして、4月から所管が文教から総務に移ります。市長部局に移るとのことですね。このことで業務の範囲、要するに、まち協の仕事であったりというふうなところが幾分公民館のほうに課せられると。今もしていただいておりますけども、その充実を図るためにもということで、所管の意向がありました。そのことをかんがみ、今後どうするかというところの意見が出たところでございます。ですから、つまづくようになっていくことがわかりにくいということでもありますんで、少しここは表現を変更して、わかりやすくしたいと思いたす。

○松永委員

ちょっとお尋ねも兼ねて申し上げたいんですけども、現在、公民館職員に関する条例がまだ生きてますよね。その条例は、執行部として、今度の議会で、廃止するってというような提案があるのか、委員長副委員長のそこら辺をお聞きになっておられますか、

○松永幹哉委員長

今のところはそのままで。というのが、60歳以下の方の選考試験でございましたんで、60歳を超える方については、今の現行の条例をそのまま使うということであり、60歳以上の方々には適用があります。ですから、最後の職員の方が65歳になられたときに自動的になくなるというか、そういう手続をするということは今このところ執行部は考えているようでございます。

○松永委員

そしたらですよ、いくらか文言の追加だとか、あるいは削除とかっていうのがあるのですか

○松永幹哉委員長

それは聞いておりませんが、必要であればちょっと確認をしておきたいと思います。多分、そのままの条例でいくんじゃないかなと思います。変更する内容が多分ないと。全く同じような運用なものですから、後もって確認したいと思います。はい。ほかにごいませんか。

○西岡委員

すいませんもう1点だけ。3ページの1番下から13行目か。1番結論のところですけれども試験の位置づけが双方できちんと共有できていればと。あります。この双方っていうのは、だれとだれを指すのでしょうか。ここは明確にしておくべきかと思います。以上です。

○松永幹哉委員長

はい、わかりました。前段のほうで公民館主事との説明があってありましたんでそこもわかりやすく表現を変えたいと思います。

それでは、一応会派のほうに持って帰って協議をしていただき、1週間をめどに、変更あるいは修正をいただければ、それをもって次の会をやるかどうかですね、その辺も含めて皆さんにおつなぎしたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

○平原委員

この報告書の素案は議員のタブレットのほうに送られるのでしょうか。それとも、我々のほうで、コピーして、皆さん方でも諮りしたほうがいいのか。

○松永幹哉委員長

それについてはですね、きょう皆さんに確認をとって提出するというので、そういうことですね、載せておりませんでした。しかし、きょう出しましたから、即座にタブレットに上げます。

それでは1週間をめどに精査をよろしくお願ひしたいと思います。ではこれをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。